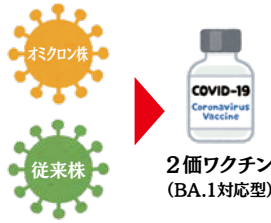


# 新型コロナウイルスワクチン オミクロン株 対応ワクチン 接種が始まります

令和4年9月6日時点の情報を基に作成しています



オミクロン株 (BA.1) 対応と従来株 (武漢株) に対応した、ワクチン (2 価ワクチン) を接種することで、**重症化予防効果が期待されます。**

**短い期間である可能性はあるものの感染予防効果や発症予防効果も期待される**とのことです。

(厚生労働省資料より) 市ウェブサイト

詳細については今後の広報紙・市ウェブサイトでお知らせします。



## 【対象者】

2 回目までの接種が完了した 12 歳以上の方

## 【接種開始時期】

10 月予定

## 【接種券】

次の①②に該当する方に接種券を送付します。

### ① 4 回目の接種を終えている方

⇒ 4 回目接種日から 5 カ月を経過した頃に発送します。

### ② 12 ～ 59 歳で 3 回目接種を終えている方

(基礎疾患や医療従事者などで 4 回目接種券を申請されている方は除く)

⇒ 10 月中旬より送付します。対象者が多いため段階を設けての送付となりますので、届くまでに時間がかかる場合があります。

## 〇<<注意>>

❗ 3・4 回目接種券をお持ちの方 (以前に送付済の方) は、オミクロン株対応ワクチン接種にご使用いただけますので、**接種券は送付いたしません。**

※紛失などで 3・4 回目接種券がお手元にない方で、オミクロン株対応ワクチンの接種を希望される場合は、再発行の手続きが必要です。

❗ 1・2 回目の接種を終了されていない方は、オミクロン株対応ワクチンの接種はできません。

❗ オミクロン株対応ワクチン接種は、現時点で 1 人 1 回の実施です。

## インフルエンザワクチンとの接種間隔について

インフルエンザワクチンとコロナワクチンは、一定の接種期間を空けずに接種が可能です。 ※接種については医療機関にお問い合わせください。

《問合せ》 羽曳野市新型コロナワクチン接種コールセンター ☎ 0570-071-105 (平日 9:00 ～ 17:15)  
新型コロナウイルス対策室 ☎ 072-957-3320 (直通)

# 改定後の使用料・手数料を適用します

-問合せ-

行財政改革推進課 内線 3581・3590

令和 3 年度において改定を行った使用料や手数料を、令和 4 年 10 月 1 日に適用します。なお、下水道使用料は半年間据え置き、令和 5 年 4 月 1 日から適用します。

今後とも行政サービスの維持・向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。詳しくは各所管課へお問い合わせください。



市ウェブサイト

## 【主な使用料・手数料の改定一覧】 ※コンビニ交付サービスでは、住民票除票、戸籍の除附票の交付はできません。

所管課	名称	単位	使用料・手数料の額		適用日
			現行	改定後	
市民課	戸籍の全部・個人事項証明 (コンビニ交付)	1 通	400 円	450 円	令和 4 年 10 月 1 日
	住民票記載事項証明 (除票の記載事項証明を含む)	1 通	200 円	300 円	
	住民票の写し (コンビニ交付を含む) ※	1 通			
	戸籍の附票の写し (コンビニ交付を含む) ※	1 通			
	印鑑登録証明書 (コンビニ交付を含む)	1 件			
	身分証明書	1 通			
	埋火葬に関する証明	1 件	1 件	300 円	
独身証明書	1 件				
税務課	所得証明書、課税証明書、住民税決定証明書 (コンビニ交付を含む)	1 件	200 円	300 円	令和 4 年 10 月 1 日
	納税証明書	1 件	200 円	300 円	
	固定資産税評価証明書・固定資産税公課証明書	1 件	1 筆・1 棟追加ごとに 100 円	1 筆・1 棟追加ごとに 100 円	
関係課	その他の証明等	1 件	200 円	300 円	令和 4 年 10 月 1 日
福祉指導監査課	介護サービス事業者の指定申請等に係る手数料 (業者向け手数料)	1 件	—	申請の種類 (新規・更新) や方法 (他事業との同時申請) などにより、手数料が異なります。	
健康増進課	休日急病診療の診断書・証明書等	1 通	1,000 円	1,500 円	
下水道総務課	下水道使用料	—	—	25% プラス	令和 5 年 4 月 1 日